第四十条の四並びに第四十五条第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成二十六年四月三十日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「規定」の下に「（同法第百六十五条の六の規定を除く。）」を加え、同条第五号ロ中「第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十四条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「同項に規定する国外所得金額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

第二十八条第一項中「、第九条の六第四項」を削る。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

第百五十三条	）又は	）若しくは
	掲げる金額につき	掲げる金額（施策を実施特別措置法第百五十三条第一項に掲げ

を

第百五十三条	）又は	）若し
	掲げる金額につき	掲げる施策を特別措置法第百五十三条第一項に掲げ
第百六十五条の六第二項	の控除限度額と	の控除て政令

又は東日本大震災からの復興のための実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告書に記載すべき同法第十七条第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき

に改め、同表租税特別措置法の項中

第四十条第十四項

第四十条第一項
第四十条の二第一項、第十二項に第十五項
第四十条の十六項
第四十条の一項
第四十条の五項第三号、第六項七項

を

第四十条第十四項	の額	の額及び復興特別所得税の額
第四十条第一項	所得税の二十項	所得税及び復興特別所得税の二十項
第四十条の二第一項、第十二項に第十五項	所得税三の三第二号及び第三項並び	所得税及び復興特別所得税三の三第二号及び第三項並び
第四十条の十六項	所得税に係る延滞税三の三第	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税三の三第
第四十条の五項第三号、第六項七項	所得税の額（及び当該所得税の額三の四第	所得税の額及び復興特別所得税の額（並びに当該所得税の額及び復興特別所得税の額
	所得税の額以外三の四第及び第四並びに第	所得税の額及び復興特別所得税の額以外所得税及び復興特別所得税

に、「（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項を次のように改める。